

経済社会統計整備推進委員会報告「政府統計の構造改革に向けて」の主なポイント

内閣府経済社会統計整備推進室

1. 改革の必要性とその基本的視点

(1) 改革の必要性

今日の統計は、経済活動における第三次産業のウェイトの高まりなどの産業構造の変化への対応、調査環境の変化や統計情報の多様で高度な利用への対応等の課題に直面しており、経済社会の実態を充分的確に反映したものになっていない。

(2) 改革に当たっての基本的視点

- ①「公共財」としての統計
- ②加工統計を含む統計体系の整備
- ③政府部内の「司令塔」機能の強化
- ④法制度の見直しを含む取組

2. 統計整備

(1) 経済センサス(仮称)の早期具体化

- ・平成 21 年に事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査、23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査の実施
- ・実施時における調査客体の的確な捕捉のための名称・所在地に関する行政記録の活用 など

(2) GDP関連統計(SNA)の整備

- ・SNAの推計手法についての情報公開の推進
- ・基礎統計の実態を踏まえたSNA作成のための基礎統計作成側との一層緊密な意志疎通の実施 など

(3) サービス分野の統計の検討

サービス産業の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計の創設に向け、平成 17 年度中を目途にその枠組みについて結論 など

(4) スtock統計の改善

資本ストック統計に関する推計方法を含めた抜本的検討によるデータの質の向上 など

(5) その他

- ・観光統計について、平成 18 年度を目途に必要な統計調査を行う等の体系的な整備
- ・緊急の政策ニーズに対応する観点から、既存の月次調査等への調査事項の追加・変更について、機動的な対応が可能となるような仕組みの検討 など

3. 統計制度

(1) 統計の体系化

加工統計を含む統計の整備に関する中期的な基本計画を制度的に位置づけることによる総合的・計画的な統計体系の整備 など

(2) 「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方

- ・「司令塔」機能の強化のための統計制度の在り方について、法制的・組織的観点にも立ってその具体化を進め、平成 18 年夏頃を目途に結論
- ・サービス分野等の新たな統計の整備を円滑に行えるよう、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備について検討
- ・統計に関わる職員について、一次統計作成部局、加工統計部局、調整・審査部局等それぞれにおいて高度の専門性を身につけることが可能な任用の計画的実施。活発な人事交流 など

(3) 行政記録の活用

統計の作成に行政記録をより広範に活用するための統計法制上の根拠規定等の整備 など

(4) 統計情報の多様かつ高度な利用

- ・マイクロデータの活用の制度化に向けた取組の検討の加速
- ・各府省ホームページと政府統計の総合窓口(ポータルサイト)との間の連携強化等による政府統計の一元的な利用環境の実現 など

(5) 統計調査の民間開放

- ・包括的な民間委託を行う場合の結果精度等への影響を把握するための試験調査及び民間委託に当たっての民間事業者の選定要件等に関する実証的な検討の実施 など

(6) 統計に関する法制度の見直し

- ・本委員会の後継組織において、上記論点について検討を進め、平成 18 年夏頃を目途に、基本的な方針・方向性について、明確な結論

4. 今後の取組

新たな統計制度の在り方の具体的検討、各課題の取組のフォローアップを行う本委員会の後継組織の設置

※ 引用等については、直接「政府統計の構造改革に向けて」経済社会統計整備推進委員会報告本文によられたい。